

新たに事務所等の賃貸等をお考えの方へ

【都市型産業等育成補助金】

製造業・都市型産業等を営むため、新たに事務所等の賃借等を行い5年間継続して事業を行う事業者の方に対する賃料等の補助金

事務所等の月額
賃借料等を(上限)

10万円

最大
(24ヵ月)

240万円

補助します

(審査により最大5者を選定)

募集期間

令和6年(2024年) **4月1日** から **9月30日** まで

令和5年10月3日から令和6年3月31日までに賃貸借契約等を締結された方は、令和6年4月1日~4月30日の期間内であれば、申請可能です。

事前相談

申請をお考えの方は、申請を行う前に、必ず事前相談が必要です。
窓口までお越しいただくか、お電話によりご連絡ください。

対象となる業種

- ① 製造業
- ② 情報通信業
- ③ 自然科学研究所
- ④ アニメーション・コンテンツ・ICT 関連産業など
- ⑤ 上記①~④以外で、主として総務・人事等を行う専門の正社員6人以上が常駐する本社であれば対象

補助対象事業者

以下の全ての条件を満たす方

- ① 市内で新たに事務所等を賃借等する法人または個人
(既に市内の事務所等で操業されている方が、事業拡大のために、市内の別の物件に移転する場合も対象)
- ② 補助対象の事業を、5年以上継続できる方
※その他、税の滞納のないこと等の要件がありますので、市が定める要領を参照ください。

補助の対象となる経費

事務所等の賃借料等

※以下の経費は対象外です。

共益費、管理費、消費税、敷金、礼金、保証金等

補助限度額・交付対象期間

月額10万円(最長24ヵ月)

※実支出額が10万円に満たない場合は、その額まで

交付期間は、令和7年(2025年)4月以降となります。

所沢市 産業経済部 産業振興課 労政・企業誘致グループ

〒359-8501 所沢市並木1-1-1 (市役所別館)

電話: 04-2998-9157 (直通) FAX: 04-2998-9162

E-mail: a9157@city.tokorozawa.lg.jp

